

第6回 総会 議案書

日時：平成20年5月23日（金）午前10時30分

場所：CFCビル 6階 大ホール

NPO法人いわて生活者サポートセンター

NPOいわて生活者サポートセンター

第6回総会

1. 日 時 平成20年5月23日 午前10時30分から
1. 場 所 CFCビル 6階 大ホール
1. 理 事 阿部和平、姉帯幸子、小泉寛、斎藤倫史、島昭子、須山通治、芳賀聰、三上邦彦
1. 監 事 川村憲司、小水内長功
1. 事務局 石川知明、水堀久美子
1. 会員出席者 参加者名簿参照

第6回総会 議事次第

1. 資格確認
1. 開会
1. 議長選出
1. 議事録署名人委嘱および書記任命
1. 理事長挨拶
1. 議案審議
 - 第1号議案 第6期（平成19年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録承認の件
 - 第2号議案 第7期（平成20年度）事業計画承認の件
 - 第3号議案 平成20年度会費金額承認の件
 - 第4号議案 任期満了にともなう役員改選の件
1. 議長退任
1. 閉会

議事

第1号議案 第6期（平成19年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録承認の件

1. 社会情勢

(1) 平成13年に制定、施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）」は平成19年に2度目の改正が行われ、今年1月に施行されました。今回の改正は主に『暴力』の定義を拡大し、保護命令制度を実態に沿って拡充したもので、その他従来の都道府県のみならず市町村にも基本計画策定の努力義務を課するなど、より一層の被害者の保護に重点を置いてなされたものです。

同法による国と地方自治体の取組みにより相談窓口は拡充され、世間的にも広く認知されるようになったことによって、サポートセンターとしての相談件数は減少傾向にあるものの、全国のDV被害者支援センターに寄せられる相談はまだ増加の一途を辿っています。さらにはサポートセンターが県の補助金事業として行っている『DV被害者自立資金支援事業』は年度途中の1月で予算をほぼ消化してしまい、20年度の予算は増額となっているなどの状況から見ても支援を必要とするDV被害者はまだ潜在的に多く存在するものと思われることからも、今後はその被害者の自立をどのように支援してゆくべきかという点が課題となるでしょう。

(2) 児童虐待が社会的問題としてクローズアップされるようになって久しいのですが、全国的にも相談件数の増加に歯止めがかからず、平成19年度においては37,323件（平成18年度は34,472件で前年対比8.3%増）の相談が全国の児童相談所に寄せられています。虐待内容の構成比は身体的虐待が減少しているものの41.2%、逆に養育放棄（ネグレクト）と心理的虐待の構成割合が増加しておりそれぞれ38.5%と17.2%となっております。また学童前児童の被害相談が微減、小学生以上の相談が微増という傾向も見られます。

表面的にわかりにくいネグレクトと心理的な虐待が増加している事で、自体が深刻な段階にいたるまで発覚しないという恐れもあるため、地域や学校での見守りに力を注ぎ、虐待の早期発見につなげることが求められていると思われます。

(3) ギャンブル依存症問題については、近年の貸金業と遊技場（パチンコ）業界へ

の規制強化により、貸金業者が総量規制のため貸付を行わないことで資金源を断たれ、さらには遊技台の射幸的要素の低下によって以前ほどの勝ちを得られないことで行き詰まる人が増えるであろうことから、今後さらに表面化していくことが予測されます。

ギャンブル依存問題の解決は精神的問題と経済的問題が同時に存在するため、両面を同時に、かつ効果的にケアするための仕組み作りが全国的にも必要となっております。

(4) 平成12年度の民法改正と平成18年4月施行の障害者自立支援法により成年後見制度への社会的な注目は高まりを見せております。平成17年度17,910件であった全国の後見開始申立件数は平成18年度には29,380件となって前年対比64%増という大幅な伸びを示していること、特に岩手県では社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の利用者件数が全国第6位という実態からも高齢者や障害者の権利擁護の取組みに対する社会的要請の高まりが顕著となってきております。

③ 2. 事業報告

(1) 平成18年度まで県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催で行ってきたギャンブル依存症問題解決支援事業『語り合い空間120』は、今年度より当NPO法人の主催で行って参りました。新規の参加者は平成18年度との比較では48件から33件へ若干の減少となりましたが、参加のべ人数では昨年度よりも僅かに増加しており、安定した活動が継続できております。

また、昨年末に本事業の成果として作成された『語り合いブック』を関係各者に配布し、一部地元紙等に記事として取り上げてもらい、その反響として問い合わせが来ておりますので、今後新規参加者の増加も見込まれる状況です。

課題としては、新規の問い合わせは家族からものが殆どで、実際に新規参加者のうち家族勉強会の割合が60%弱を占めており、依存症である本人の新たな語り合い参加者が伸び悩んでいるということが挙げられます。今後の広報活動ではこの点に重点をおきたいと考えております。

(2) 生活自立支援事業は従来の無利息・無保証での貸付事業のほかに、平成18年7月から県の補助金を受けて審査の上資金交付する事業との二本立てとなり、今年度も多くのDV被害者の生活自立を支援することができました。特に県の補助金事業については1月の段階で予算をほぼ消化し、新年度は補助金の予算増額が決定し

ているように需要が高まっております。

その一方で貸付事業は年度を追うごとに利用件数が減少し、また今年度も貸し倒れが発生するなど問題も出てきております。この問題の対策として、明確な取り上げと与信判定の基準作成について検討中です。

(3) 子どもの権利を守る弁護士有志グループ16名のご協力により、『子どもの幸せを守る法律相談』を今年度も開催させていただきました。

最近の傾向としては離婚時の親権・養育費絡みの相談が多く、いじめや虐待に関する相談は平成18年12月の相談会以降は目立たなくなっています。現代社会に潜在する虐げられた弱者の悩みを救済するために、さらなるアピール活動が求められます。

(4) サポートセンターでは平成19年度を成年後見事業の調査・研究の年として、具体的には社団法人岩手県社会福祉士会主催の『成年後見人養成研修』や、岩手県主催のセミナー『高齢者・障害者の「積極的権利擁護」の推進に向けて』にスタッフが参加し、制度の概要と事業化へ向けての具体的イメージづくりに取り組んで参りました。今後はコスト計算などの詳細部分をつめてゆき、事業化の可否について判断して行くこととなります。

(5) 矢巾町社会福祉協議会からの要請による相談員の派遣は、平成19年12月をもって終了いたしました。

(6) 平成19年度の相談状況については別紙資料のとおりとなっております。

(7) 岩手県への業務報告は別冊資料の通り行います。

2. 会計報告

(1) 信用生協からの受託事業は従来の『家計簿診断』に加え、11月から『利息計算（利息制限法に基づく引き直し計算）』について委託契約を締結したことで収益が増加いたしました

(2) 現在活動いただいているボランティアスタッフの方々に対し、平成19年度途中より時給計算にて給与の支給を行っております（決算では雑給として計上）。また、登録していただいているボランティアスタッフ全員について、サポートセンタ

一の負担で岩手県社会福祉協議会のボランティア保険に加入いただいております。

(3) サポートセンターでは、定款5条に定める特定非営利活動に係る事業を行っておりますが、税法上の収益事業にあたる活動もあることから、別冊資料の通り決算報告を行います。

(4) 岩手県への決算報告は別冊資料の通り行います。

4. 役員及び事務局、ボランティアの状況

平成19年度の役員は理事8名、監事2名となっております。

また、事務局運営につきましては平成20年3月31日現在、専従事務局兼相談員2名、相談ボランティアスタッフ2名、カウンセリングスタッフ2名、生活支援スタッフ1名で対応しております。

(1) 役員

氏名	役職	氏名	役職
阿部 和平	理事長	川村 憲司	監事
島 昭子	副理事長	小水内 長功	監事
姉帯 幸子	理事		
小泉 寛	理事		
斎藤 倫史	理事		
須山 通治	理事		
芳賀 聰	理事		
三上 邦彦	理事		

(2) 事務局員

- ・相談、総務、経理、事務を兼任 2名

年度当初は2名体制で、10月より1名増員となり3名体制となりましたが、2月に1名が退職し、現在は2名体制に戻っております。

(3) ボランティアスタッフ

- ・相談ボランティアスタッフ 2名(週1回)

年度当初3名体制でしたが、都合により1月から1名減の2名体制により、主として日常の暮らしの相談業務を行っております。

- ・カウンセリングスタッフ 2名（月3回）
主としてギャンブル依存症解決支援事業『語り合い空間120』でのカウンセリング業務を行っております。
- ・生活支援スタッフ 1名（月2回）
主として一時保護施設（シェルター）のメンテナンス業務を行っております。

5. 会員及び寄付金の募集

（1）会員

平成19年度の会員募集実績は以下の通りです。

個人会員・会費申込数	51名	255,000円
団体会員・会費申込数	8団体	290,000円
賛助会員・会費申込数	—	—
合計		545,000円

なお、平成19年3月31日現在の登録会員数は個人56名、9団体です。

（2）寄付金

平成19年度の寄付金募集実績は以下の通りです。

個人申込数	5名	14,336円
団体申込数	3団体	2,330,000円
合計		2,344,336円

監査報告書

平成 20 年 4 月 22 日

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター
理事長 阿部 和平 殿

監事 小水内 長功

監事 川村 勝向

1 監査の概要

私たちは、特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターの平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの事業報告書、財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、付属明細書)及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、この監査を特定非営利活動促進法および特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターモデルに準拠して行った。

2 監査意見

1. 決算書類について

- (1) 事業報告書は、特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターモデル(以下、定款)に従い、状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 財務諸表は、定款に準拠しており、NPO 法人の財産状態を正しく示しているものと認める。

2. 理事の業務執行状況について

理事は、定款に従い、総会において決定された事業計画に基づいて職務を執行しているものと認める。

3. その他の事項

事務局体制に異動があった場合には、速やかに定款に定めのあるとおり、理事会において審議の上承認を得ることとされたい。

以上

第2号議案 第7期（平成20年度）事業計画承認の件

1. 今後の事務局体制について

サポートセンターは従来岩手県消費者信用生活協同組合（以下信用生協）より多大なる支援を受けて活動してまいりました。しかし昨今の社会情勢の変化等にともない、従来どおりの支援を望めない状況となつたため、一部方向転換を考える必要に迫られています。

そのため、今年6月より現在の事務所を引き払い、信用生協の盛岡相談センター内に事務局を移転するとともに、事務局員2名は信用生協職員との兼任となります。また、従来収益事業として行ってきた受託事業、「家計簿診断」と「利息計算」の2事業は平成20年5月をもって終了となります。一方経費面については従来単独で掲載していた新聞広告についても信用生協と共同で掲載することと、ホームページの管理・メンテナンスを信用生協へ委託することにより節減を図ります。

2. 特定非営利活動に係る事業

従来の心と暮らしの相談・支援はDVや児童虐待、ギャンブルなどの依存症や多重債務などの社会的問題への取組みとしてこれからもサポートセンターの主力事業として行ってゆきます。特に「心」の部分のケアとしてのカウンセリング事業は、需要の高い分野であると思いますので、社会的ニーズに応えるためにもさらなる強化をはかります。

しかしながら、設立以来利用実績のない一時保護施設（シェルター）運営事業、身元保証事業については予算縮小の状況からも廃止の方向で検討してゆくこととなります。

3. 会員及び寄付金の募集

①会員募集

関係者もしくは関係団体、取引先等への賛同を求めながら、継続的に支援してくださる方々を募りたいと考えております。平成20年度の目標は次の通りです。

個人会員・会費申込数	50名	250,000円
団体会員・会費申込数	20団体	200,000円
賛助会員・会費申込数	—	—
合計		450,000円

②寄付金の募集

従来いただいていた大口の寄付金の減少が見込まれることから、さらに多くの団体や関係機関を中心に募集をすすめてまいります。平成20年度の目標は次の通りです。

個人申込数	――
団体申込数	5団体 1,000,000円
合計	1,000,000円

4. 収支予算案

平成20年度の収支予算案は別紙の通りです。

第3号議案 平成20年度会費金額承認の件

昨年度の会費金額と同額といたします。

個人会員	年会費	5,000円
団体会員	年会費1口	10,000円で1口以上
賛助会員	会費1口	3,000円で1口以上

第4号議案 任期満了にともなう役員改選の件

役員の任期（2年）満了にともない、理事8名、監事2名の役員を選出いたします。

NPO法人いわて生活者サポートセンター

第6回 総会 議事録

1. 日 時 平成20年5月23日（月） 午前10時30分より

1. 場 所 盛岡市南大通1-8-7 CFCビル 6F大ホール

1.会員の定数 65名

出席者 … 本人出席 25名 書面議決 28名

(但し第4号議案につき委任状出席9名)

合計 … 53名

1.資格確認

事務局より、午前10時30分時点での会員出席数が本人出席25名、書面議決28名の合計53名であり、定款26条の定足数（過半数）に達し総会は有効に成立したことを宣言した。

1.開会

小泉寛理事より開会の辞が述べられた。

1.議長選出

事務局より、議長の立候補を募ったところ挙手がなく、事務局より小川健一会員を指名し承認を求めたところ全員異議なく承認可決され、同会員が議長に就任した。

1. 議事録署名人委嘱ならびに書記任命

議長より、議事録署名人の委嘱にあたり選出方法について諮ったが、発言がなかったため、事務局案として菅原義夫会員、齊藤哲司会員を指名し承認を求めたところ全員異議なく承認可決された。

続いて議長より、書記の任命にあたり選出方法について諮ったところ「事務局一任」となり、小山大輔会員が指名され、これを全員異議なく承認した。

1.役員選考委員の確認ならびに役員選舉管理委員選出

議長が、平成20年4月21日に開催された第25回理事会で選出されている役員選考

委員の確認を行った。理事会より島昭子理事、会員より亀澤和重会員と米澤實会員の計3名で、互選により島昭子理事が役員選考委員長に就任している旨の報告がなされた。

続いて、議長が役員選挙管理委員会の選出について諮ったが、立候補等はなく、八重畠努会員と松木史子会員が指名を受け就任した。

なお、その後別室にて役員選考委員と役員選挙管理委員会が打ち合わせを行い、役員選挙管理委員長には八重畠努会員が互選により就任した。

1.理事長挨拶

阿部和平理事長が理事会を代表して挨拶をおこなった。

1. 議事

第1号議案 第6期（平成19年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録、監査報告承認の件

（報告者 石川知明事務局担当）

事務局より、総会議案書と別冊資料に基づき平成19年度の事業報告と決算についての報告がなされた。

社会情勢について、①今年1月に施行されたDV防止法改正と昨今のDV相談件数の推移②全国の児童虐待相談の推移と傾向③ギャンブル依存症問題を取り巻く環境の変化④成年後見制度の現状の4点について述べられた。

事業活動については、ギャンブル依存症解決支援事業『語り合い空間120』の活動報告（依存症の本人よりもその家族からの相談が増加傾向にある）、生活自立支援事業の実績（県の補助金による給付事業は利用増、貸付制度は利用減）、弁護士有志グループによる『子どもの幸せを守る法律相談』の実績（利用減、特に虐待やいじめに関する相談が目立たなくなった）、成年後見制度の当法人による事業化への取組み（研修、セミナーへの参加と資料研究）、矢巾町社会福祉協議会への相談員派遣打ち切り、サポートセンターの相談受付件数についての報告がなされた。

決算内容については財務諸表をもとに、昨期中より収益事業が増えたこと、同じく昨期中からボランティアスタッフに対して時給計算により給与を支給している（経費項目は雑給として）こと、サポートセンターは収益事業を行っていることから財務諸表のとおり税務上の申告を行うことが報告された。

ここで監事に対して監査報告が求められ、小水内監事より①事業報告書と決算書類は法人の状況を正しく示している、②理事は定款に従い適切に業務を執行している、③事務局体制に異動があった場合には理事会で審議し承認を得ること、の3点について報告がなされた。

引き続いて事務局より役員及び事務局、ボランティアの状況について説明がなされ、あわせて年度途中に事務局体制の変更があったこと、相談ボランティアが1名減の2名となったこと、期末にカウンセリングスタッフの交替があったことの報告がなされた。

最後に当期の会員及び寄付金の募集状況について報告がなされた。

議長は第1号議案に対する審議を諮った。

須山通治会員より、事業報告の途中で監査報告がなされたが事業報告全てを監査したものであるのかとの確認と、事務局体制の変更について理事会に事前の審議がなかった事について1月の理事会において問題提起していたが、その点について詳細な経過等の記載をし、監査してもらう必要があったと考えているが、そなならなかつたのは何故かという質問と、現状の報告であれば承認いたしかねるとの意見がなされた。

これに対し阿部和平理事長より、この事務局体制の変更の因となった職員の退職については理事会内部での意思統一が難航し、1月末にも臨時の理事協議会を開催するなどして意見調整して2月初めに信用生協の理事長との話し合いに臨んだが、職員の退職届は前日に決裁済みであったとの事実経過と、思うように信用生協側との協議が出来なかつたことについて反省の弁が述べられた。

須山通治会員より、自分としては事業報告にそういった経緯が記載されていない事に疑問を感じる、それが記載された上で理事の執行状況について瑕疵があったとの指摘がなされるべきであったと考えている、理事長と自分では事実関係の認識が異なっているが、あとは総会で会員がどう判断するかだろう、との発言がなされた。

事務局より、事業報告の中での事務局体制変更の件については、自分（石川知明会員）もその当事者の一人でもあるため、感情や私見をさしはさまないように客観的な事実関係だけを報告したものである、との発言がなされた。

以上の質疑を経て、議長が第1号議案について挙手による賛否を求めたところ、反対が2名あった以外は賛成し、議案は承認可決された。

第2号議案 第7期（平成20年度）事業計画承認の件

(提案者 石川知明事務局担当)

事務局より、総会議案書と別冊資料に基づき平成20年度の事業計画と予算についての提案がなされた。

今後の事務局体制について、従来信用生協から受けていた支援の継続が望みがたい情勢であることから、①現在の事務所を引き払い信用生協盛岡相談センター内に事務局を設置する②事務局員2名については信用生協からの出向を打ち切り、信用生協との兼務で従事する③収益事業の受託契約は打ち切りとなる④ホームページのメンテナンス等を信用生協に委託して経費の節減をはかってゆきたいという4点について提案がなされた。

特定非営利活動に係る事業について、従来の主要業務である相談業務全般やギャンブル依存症解決支援事業、子どもの権利擁護推進事業等については継続となるが、法人設立以来利用実績のない一時保護施設運営事業と身元保証事業については廃止の方向で検討して行きたいとの提案がなされた。

会員及び寄付金の募集について、会費収入45万円、寄付金収入100万円を目標としたい、との提案がなされた。

予算編成については、現段階の見込みとしては959,902円の赤字を計上せざるを得ないという内容である、との提案がなされた。

議長は第2号議案に対する審議を諮った。

須山通治会員より、3月間近という予算編成の時期に寄付金額の半減という重要な事を告げられた事は出資者たる信用生協に対し無責任ではないかと感じる、これにより赤字の予算を組まざるを得ないこととなり、これに対しては問題があるだろうと思う、との意見がなされた。

阿部和平理事長より、信用生協との今後の関わりについては、事務局レベルでの打ち合わせが行われているようだが、信用生協から理事長に対しての正式な報告等がないので、答弁はいたしかねる、との発言がなされた。

事務局より、収支の改善に向けての対策については会費・寄付金の募集の強化、新しい事業の展開があげられるが、現在研究中である成年後見制度の事業化の可否について、持ち出しによる収支状況の悪化は避けなければならず、慎重な検討が必要と思う、との回答がなされた。

阿部和平理事長より、信用生協の専務理事である佐藤軍一会員に対し、この件についての発言が求められた。

佐藤軍一会員より、予算書については支出を最大限に見積もっており赤字となっているが、この点は事務局からもあったとおり会費と寄付金の収入強化に注力して行かなくてはならないと考える、信用生協からの寄付金半減については経営上やむをえないものである、信用生協のフロアの一部を事務局に提供することで経費の圧縮に協力したい、出向職員を兼務としたのは税務上やむをえない措置であった、今後予算書に計上された赤字の額をどう縮小させるかについては今後信用生協も協力して協議を進めて行きたい、先ほど来の理事長の答弁について自分の見解とは差異があるように感じるが、この場ではその点は差し控えたい、との発言がなされた。

以上の質疑を経て、議長が第2号議案について挙手による賛否を求めたところ、反対が2名あった以外は賛成し、議案は承認可決された。

第3号議案 平成20年度会費金額承認の件

(提案者：水堀久美子事務局担当)

事務局より、総会議案書に基づき、平成20年度の会費金額を前年と同額としたい旨の提案がなされた。

議長は第3号議案に対する審議を諮ったが、質疑はなされなかった。

議長が第3号議案について挙手による賛否を求めたところ、全員賛成し、議案は承認可決された

ここで議長より、第4号議案の準備のため5分の小休止をはさみたいとの提案がなされた。

それに対し須山通治会員より、この後退席するため、その件（同会員は11時37分に退席）を記録に残して欲しいとの発言と、事前に役員候補者一覧が全会員に配布なさ

れていないのであれば第4号議案に関する書面議決は無効なのではないか、との意見がなされた。

この発言の後ほどなく、準備が整ったので第4号議案の審議に入った。

第4号議案 任期満了にともなう役員改選の件

(報告者：島昭子役員選考委員長)

島昭子役員選考委員長より、立候補受付期間と、別紙役員立候補者一覧の通りの立候補を受付したことを説明、役員選挙規程第6条及び特定非営利活動促進法第20条に示す手続、資格を満たしていることの報告がなされた。

続いて議長は、役員選挙管理委員会に報告を求めた。

(報告者：八重畠努役員選挙管理委員長)

八重畠努役員選挙管理委員長より、別紙役員立候補者一覧が読み上げられ、理事会推薦による理事立候補者8名、および監事立候補者2名についての選考結果報告を受け、定款第12条、役員選挙規程第4条などに照らし特段の問題はないとの判断したため、役員選挙規程第7条第1項に基づき当選とする旨の承認を得たいとの報告がなされた。

議長は役員選考委員会と役員選挙管理委員会の提案に対する審議を諮った。

上田正会員より、先ほどの須山通治会員の発言についてはどう回答するのか、との質問がなされた。

小泉寛理事より、役員候補者の通知がない議案書に対し書面議決により賛成している場合、総会が有効に成立すればその決議に賛成するという立場であるものと解されるのではないか、との発言がなされた。

議長は、選挙管理委員会の見解を求めた。

八重畠努役員選挙管理委員長より、小泉理事の発言のとおりであると考えられる、との発言がなされた。

斎藤哲司会員より、この選挙自体が総会での決議事項であり、事前書面により候補者を通知して賛否を問うという手順にはなっていないのではないか、候補者が定数以内である今回の場合問題はないと考えられる、との発言がなされた。

芳賀聰理事より、候補者の公示が規程に沿って行われていたのであれば、それをもつて会員に通知したものとみなして手続きを進めても瑕疵とは認められないと思う、との発言がなされた。

小泉寛理事より、先ほどの発言の補足として今回候補者が定数通りであり、選挙は行われず規程上当然に当選となっていることを総会の場で承認する事になるので問題はないと思われるとの発言がなされた。

亀澤和重会員より、定款第27条（2項）に「出席会員の過半数で決する」とあるので、本日の総会で決することが可能と思う、との発言がなされた。

議長が、審議の結果採決可能であるとの判断により第4号議案について挙手による賛否を求めたところ、反対が2名（退席前に反対を表明した須山通治会員、個人会員と団体会員の代表として）あった以外は賛成し、議案は承認可決された。

理事 阿部 和平
理事 小泉 寛
理事 斎藤 優史
理事 佐々木 順子
理事 佐藤 軍一
理事 須山 通治
理事 芳賀 聰
理事 細田 重憲
監事 小水内 長功
監事 瀧野 常實

なお、出席した被選任役員、阿部和平、小泉寛、斎藤優史、佐々木順子、佐藤軍一、芳賀聰、細田重憲、小水内長功は、それぞれの就任を承諾した。

この後、新役員（出席8名、欠席2名）は退席して別室にて役職理事の互選を行い、その結果、理事長に阿部和平、副理事長に佐々木順子が就任することとなった。

新理事会を代表して阿部和平理事長が挨拶を行うとともに、新旧理事の紹介が行われた。

なお同日、以下の役員が退任した。

理事 杉下 幸子（通称・姉帶 幸子）

理事 島 昭子

理事 三上 邦彦

監事 川村 憲司

1.議長退任

議長は全ての議事を終了したので書記を解任し、議長を退任した。

1.閉会の辞

島昭子旧副理事長が閉会の挨拶を行い、正午に散会した。

以上で、全ての議案審議を午前11時50分に終了した。
議長は議事録を作成し、議事録署名人とともに署名捺印した。

平成20年5月23日

NPO法人 いわて生活者サポートセンター
第6回 総会

議長 小川健一

議事録署名人 吉原義夫

議事録署名人 有藤哲司

